

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館
こども元気ランドボランティアスタッフ登録要領

令和6年2月22日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、こども元気ランドにおいて運営をサポートするボランティア活動を行う者をこども元気ランドボランティアスタッフとして登録すること等に関して必要な事項を定める。

(募集)

第2条 適切な登録者数を下回ると見込まれるときは、こども元気ランドボランティアスタッフを募集する。その場合、詳細については、別に定める。

2 こども元気ランドボランティアスタッフに応募しようとする者は、次の各号のすべての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 子育て支援に資する事業を総合的に行うこどもみらい館の趣旨を理解し、来館する親子一人ひとりに温かいまなざしで対応し、親子の気持ちに寄り添い、思いを受け止めるという子育て支援の視点を持ち、安心して楽しく過ごせる場を提供できるよう努めることができる者
- (2) 当該年度の登録時点で満18歳以上の心身ともに健康な者
- (3) こども元気ランドでボランティアとしての登録が初めての者
- (4) 登録前研修に原則として全日程参加できる者
- (5) 月2回程度の活動ができる者
- (6) ボランティア活動中に、営利活動、勧誘を伴う活動、政治的・宗教的活動を行わない者

(登録)

第3条 登録前研修を受講した者から、申出なく欠席し連絡が取れなくなる、あるいは研修を妨げる行為をおこなう者を除き、活動に支障がないと認める者をこども元気ランドボランティアスタッフとして登録し、登録証の交付、名札及びエプロンの貸与を行う。

2 登録期間は、登録の初日の属する年度の末日までとし、最大5回更新できるものとする。ただし、活動状況などを考慮し更新をしない場合がある。

(活動)

第4条 こども元気ランドボランティアスタッフは、次の活動を行う。

- (1) 利用者の見守り、遊びの援助、ストリートオルガンの演奏、パネルシアター・手遊びの実施など利用者が楽しい時間を過ごすための活動
- (2) 片付け・清掃など利用者が快適に過ごすための活動

2 活動時間は、9時30分から12時、12時から14時30分、14時30分から17時とし、活動回数は、1日に1回を限度とする。

3 活動中は、貸与した名札及びエプロンを着用し、清潔な身だしなみを心掛けるとともに、事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

4 毎回の活動終了後、日誌を提出しなければならない。

5 活動日時に不都合が生じたときは、速やかに連絡しなければならない。

(活動の休止)

第5条 月2回程度の継続的な活動が困難となった場合は、理由及び期間を申し出のうえ承認を得て最大12月の間活動を休止することができる。

(登録の終了)

第6条 こども元気ランドボランティアスタッフの登録期間が終了したときは、速やかに登録証、名札及びエプロンを返却しなければならない。また、こども元気ランドでの活動により身につけた子育て支援に関する知識等を地域社会に還元するよう努めるものとする。

2 こども元気ランドボランティアスタッフが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を終了させることができる。

(1) 活動を継続できない旨の申し出があったとき

(2) 申し出なく活動を欠席することが5回を超えたとき

(3) 連絡がとれなくなったとき

(4) 威圧的な態度や言葉づかいなど、適性や品格を著しく欠いていると認められるとき

(5) 利用者その他の関係者との間で頻繁にトラブルを生じさせるなど著しい支障があると認められるとき

3 こども元気ランドボランティアスタッフの登録期間終了日以前に、6月以上の活動期間があるにもかかわらず活動の実績がないときは、その登録を更新せず、終了させることができる。

4 第3条第2項の規定にかかわらず、こども元気ランドの運営方法に変更があったときは、登録を終了させることがある。

(保険等)

第7条 こども元気ランドボランティアスタッフを被保険者とし、こどもみらい館を保険契約者とするボランティア保険に加入し、保険料は、こどもみらい館が負担する。こども元気ランドボランティアスタッフが活動により被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、ボランティア保険から支払われる金額を限度とする。

2 活動費として1回の活動につき「図書カード500円券」を1枚交付する。

(守秘義務)

第8条 こども元気ランドボランティアスタッフは、活動により知り得た情報を他人に漏洩してはならない。登録期間の終了後も同様とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要領の施行に必要な準備行為は、施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 令和5年度までに登録した子育て支援ボランティアは、本要領による登録者へ移行し、その登録期間は、旧要綱で定めた範囲において個別に定めることとする。